

商号調査端末の撤去について 《お知らせ》

商号調査端末は、平成31年3月末日をもって撤去させていただきます。

なお、商号調査として、
お持ちのパソコンでインターネットにより、

- ①法務省のオンライン登記情報検索サービス
- ②国税庁の法人番号公表サイト

を利用する方法も可能であることを申し添えます。